

記入注意

一 一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱に捺印欄の記入に付ては調査票内第一號裏面記入注意参照

二 作業機械及設備

1 作業場名には例へば第一製糖場、機械工場之如く作業機械及設備の所在する作業場名を記入すること

2 1 種類欄には例へば蒸氣機はパフコック・エントウ・ウイロコック水管共、タマ水管式、コルニツシユ式、ランカシア式等、ガス発生装置はキンドガス発生装置、吸入ガス発生装置等、扱は燃焼炉、ペラセマー式、塩素作動機、シーメンス・メルシシ式酸性平炉等、電気装置は直流電機、同軸機、流機、チユードル蓄電池等、各種作業用器具は蒸空機、水素ガス溜等、金属工作機械は銼盤、平削盤、ボール盤、中ドリ盤、フライス盤、齒切盤、研削盤等、木工機械は鋸盤、鉋盤、鉋盤、木工旋盤等、化学製液機は設備はパレンチナイ式酢酸製造機、アセトン精溜装置、ベンゾール抽出装置等の如く區別して記入すること

3 寸度又は能力欄には例へば蒸氣機は(1)水管式蒸氣機に付ては最大使用蒸氣壓力、ガスの最大蒸發量、(2)床面積、一晝夜の最大蒸發量、構及平炉に付ては一回の最大製造量、電気装置は發電機に付ては電壓、容量及同軸機、同軸機に付ては容量、(3)二次の電流、増及同軸機、蓄電池に付ては放電容量、各種作業用器具は蒸空機に付ては長さ、徑、ガス溜に付ては容量、金属工作機械は銼盤に付ては銼長及中心高、平削盤に付ては機柱の間隔及面積、ボール盤及中ドリ盤に付ては腕の長さ及スピンドルの數、フライス盤及齒切盤に付てはテーブルの大きさ及總重、研削盤に付ては砥石又は磨車の徑、木工機械は銼盤に付ては蒸盤は同時に使用する鍋の最大數及最大加工物の徑、同軸機は使用する最大同軸の徑、鉋盤は鉋車の徑、鉋盤に付ては鉋の長さ及數、木工旋盤に付ては銼長及中心高、化学製液機及設備は同軸機製造機、アセトン精溜装置、ベンゾール抽出装置に付ては一回又は一晝夜の最大製造量等を記入すること

三 其の他の機械及設備

1 作業場名は1に同じ
2 1 種類欄には例へば構内運搬設備は構内電氣軌道、天井走行起重機、エレベーター等、試験検査用機械は材料試驗機、硬試験機、油試験機等の如く記入すること
2 揚架中のものと休止及豫備のものとは區別して其の數を記入すること

工業調査規則 (昭和十四年九月八日 商工省令第四十九號)

警察調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ス

工業調査規則

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依リ調査票内第一號乃至第三號各四種及調査票内第七號乃至第七號各三種ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票内第一號乃至第三號ハ翌年一月末迄其ノ工場所在地ノ市町村長ニ、調査票内第四號乃至第七號ハ之別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通りヲ添付シ翌年二月末迄其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更セキ限り之ヲ添付シ省略スルコトヲ得(各號該當工場ハ略ス)

(參照)

昭和四年四月十二日 在法律第五十三號資源調査法 (抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第七條 當該官署若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ前項同ジ